



公 示 送 達 書

公告第 35 号

公 告

下記の者に係る令和5年度町県民税第1期・2期分、軽自動車税第1期分、国民健康保険税第2期・3期分及び令和4年度国民健康保険税第8期分督促状の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため地方税法第20条の2の規定により公示送達します。
なお、この書類は町長が保管しておりますから、該当者は交付の請求をしてください。

令和5年11月29日

一宮町長 馬淵 昌也



記

住 所	氏 名	備 考
一宮町東浪見7134番地5	国谷 直樹	
一宮町東浪見159-8	株式会社 アネックス	
一宮町東浪見4967番地2	池田 大樹	
一宮町一宮4594番地 清和荘	齋藤 久美子	
この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。		